

生産行程管理業務規程

作成日：令和３年９月22日

更新日：令和７年４月23日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒322-8601）

栃木県鹿沼市今宮町1688-1（トチギケンカヌマシイマミヤチョウ）

鹿沼市役所内（カヌマシヤクショナイ）

名称（フリガナ）：鹿沼そば振興会（カヌマソバシンコウカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 米山 慎太郎

ウェブサイトのアドレス：<https://www.kanumasoba.com/>

2 農林水産物等の区分

（１）区分名：第１類 農産物類

区分に属する農林水産物等：穀物類（そば）

（２）区分名：第５類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：粉類（そば粉）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：鹿沼在来そば（カヌマザイライソバ）、KANUMA-ZAIRAI SOBA

4 明細書の変更

鹿沼そば振興会（以下「振興会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第16条第１項の変更の登録を受けたときは、当該変更に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

5. 1 玄そば

（１）構成員への周知・指導等

振興会は、「鹿沼在来そば」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて生産者に対し指導及び助言を行う。

ア 生産者の手順

生産者は、玄そばの栽培記録を“玄そば生産管理票”に記入し、振興会に年に１回提出する。

イ 振興会の手順

栽培地の選定にあたっては、山によって分断された沢地を中心とした閉鎖的環境を選定し、受粉昆虫及び在来種以外のそば圃場との距離を確保することにより交雑を防ぎ、鹿沼在来そばの特性を保持する種子（以下「原種子」という。）を保全する。

振興会構成員の生産者役員が、収穫された玄そばのうちから原種子を選別、保管し、“原種子配布管理票”とともに生産者に原種子を配布する。原種子の更新は3年程度で実施する。

原種子の確定は、振興会が指定した上述の隔離環境の圃場により栽培収穫された玄そばについて、粒選別機により長径が3.8～4.2mmであることが確認された玄そばで、形状は米粒のように細実かつ殻は黒褐色であることを標本見本で対照して振興会の検査員、生産者役員、会長の合意により確定する。

生産者が玄そばを最終製品として出荷する場合は、そば袋へ玄そばを格納し、生産者毎の玄そば管理番号を玄そば袋と玄そば生産管理票に記入し、生産者の自主確認により地理的表示登録標章（以下、「G I 標章」という）を玄そば袋へ添付して玄そば生産管理票と共に指定された部署へ提出する。

振興会から認定を受けた検査員（以下「検査員」という）は、G I 標章該当品として提示された玄そばについて、在来の特性を保持しているか否かの確認を“玄そば最終製品管理票”に基づいて行い、不合格となった提示商品は、検査員の指示により一般玄そばとしてそば袋の交換を行ない別管理とし、この旨を最終製品管理票に記入する。

振興会は、原種子配布管理表と玄そば生産管理票に則した栽培状況を確認するため適宜、該当圃場に対する現地調査・書類審査を実施し、明細書に規定する生産方法を遵守しているか否かを確認する。また、そば生産者において、栽培の方法・そば取扱等に係る所定事項が遵守されていないと疑われる場合は適宜調査を実施する。

（２）手順の妥当性を見直す機会

振興会は、定期的に上記（１）の手順について、その妥当性を検証する。

振興会は、作業管理事項等の更新や改訂が生じた場合は、構成員であるそば生産者に対して文書による周知または研修会を行い明細書記載事項等の遵守について教育する。

５．２ そば粉

（１）構成員への周知・指導等

振興会は、「鹿沼在来そば」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて生産者に対し指導及び助言を行う。

ア 製粉業者の手順

そば粉の原材料となる玄そばの確認を玄そば袋に記入された玄そば管理番号と添付されたG I 標章で行い“そば粉製造行程管理票”に該当事項を記入する。

石臼挽き・ロール挽きにより製粉を行った記録をそば粉製造行程管理票に記入し、そば粉管理番号を明記する、同時にそば粉管理番号と玄そば管理番号を紐づけする。

そば粉を最終製品として販売する場合は、そば粉梱包袋・個別包装へそば粉管理番号対応した玄そば管理番号の双方を表示、さらにG I 標章を添付してそば粉製造行程管理票に記録する。

イ 振興会の手順

振興会は製粉業者の定期調査において、販売中のそば粉について製造記録を確認する。

振興会は、そば粉製造行程等で疑義があった場合は、振興会の定期調査の要領に準じ製粉業者に対して現場調査・書類審査を行う。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

振興会は、定期的に上記(1)の手順について、その妥当性を検証する。

振興会は、作業管理事項等の更新や改訂が生じた場合は、構成員である製粉業者に対して文書による周知または研修会を行い明細書記載事項等の遵守について教育する。

6 明細書適合性の指導

(1) 玄そばの品種および栽培の方法

振興会は、玄そばの品種および栽培の方法について定められた栽培方法が行われていない場合において、振興会の定期調査に準じた現地調査確認を行い当該生産者に対して改善指導の是正処置を取る。また指導を受けても改善されない場合については、該当生産者に対して原種子の配布を禁止し当該生産者が生産した玄そばについて、G I 標章产品及び鹿沼在来そばとしての出荷を停止させる。この旨を玄そば最終製品管理票に記述する。

(2) そば粉の製造

振興会は、そば粉の製造において所定の方法に従った製造が行われていない場合において、振興会の定期調査に基づいた実地調査・書類調査を実施して改善指導の是正処置を取る。また指導を受けても改善されない場合については、振興会規定により該当店舗の認証を取り消す。

振興会は、出荷規格を満たさないそば粉について、G I 標章產品としての出荷を停止させる。この旨をそば粉製造工程管理票に記入する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

振興会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「鹿沼在来そば」及びG I 標章の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された「玄そば」及び「そば粉」にのみ、地理的表示である「鹿沼在来そば」及びG I 標章の使用が可能であること
- (2) G I 標章を使用する場合は、地理的表示である「鹿沼在来そば」と併せて使用すること
- (3) G I 標章は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法施行規則（平成27年農林水産省令第58号）に定められた規程に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

振興会は、7項の確認時において以下の場合に該当すると判断されたそば生産者・製粉業者・検査員に対して改善指導を行い、是正処置を取る。

- ア 明細書に記載の生産の各基準をいずれも満たしていないそばであるにもかかわらず、地理的表示である「鹿沼在来そば」及びG I 標章が使用されているそば
- イ 地理的表示である「鹿沼在来そば」のみが使用されているそば
- ウ G I 標章のみが使用されているそば

エ 地理的表示である「鹿沼在来そば」に類似する表示、又はG I 標章に類似する標章が使用されているそば

振興会による改善指導を受けたにもかかわらず、従わない場合には原種子の配布停止・最終製品の出荷・販売停止を行なう。

9 重大な違反が判明した場合の報告

振興会は、前記6及び8に関して、「鹿沼在来そば」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はその恐れがある重大な違反が判明した場合は、速やかに特定農林水産物等審査要領（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）別紙報告書により農林水産大臣へ報告する。

10 資料の保存

振興会及び生産者は、次の資料を作成日または取得の日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「鹿沼在来そば」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、または地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

■ [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]